

大口町告示第 8 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和 5 年 3 月 10 日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 10 日

大口町長 鈴木雅博

1 供用及び処理開始年月日

令和 5 年 4 月 1 日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町竹田一丁目、竹田二丁目、竹田三丁目及び下小口三丁目の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸 3 号幹線	大口右岸 3 - 1 号幹線
起点	大口町竹田一丁目地内	大口町竹田二丁目地内
終点	大口町竹田三丁目地内	大口町下小口七丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道 3 号幹線に接続	

4 分流式又は合流式の別

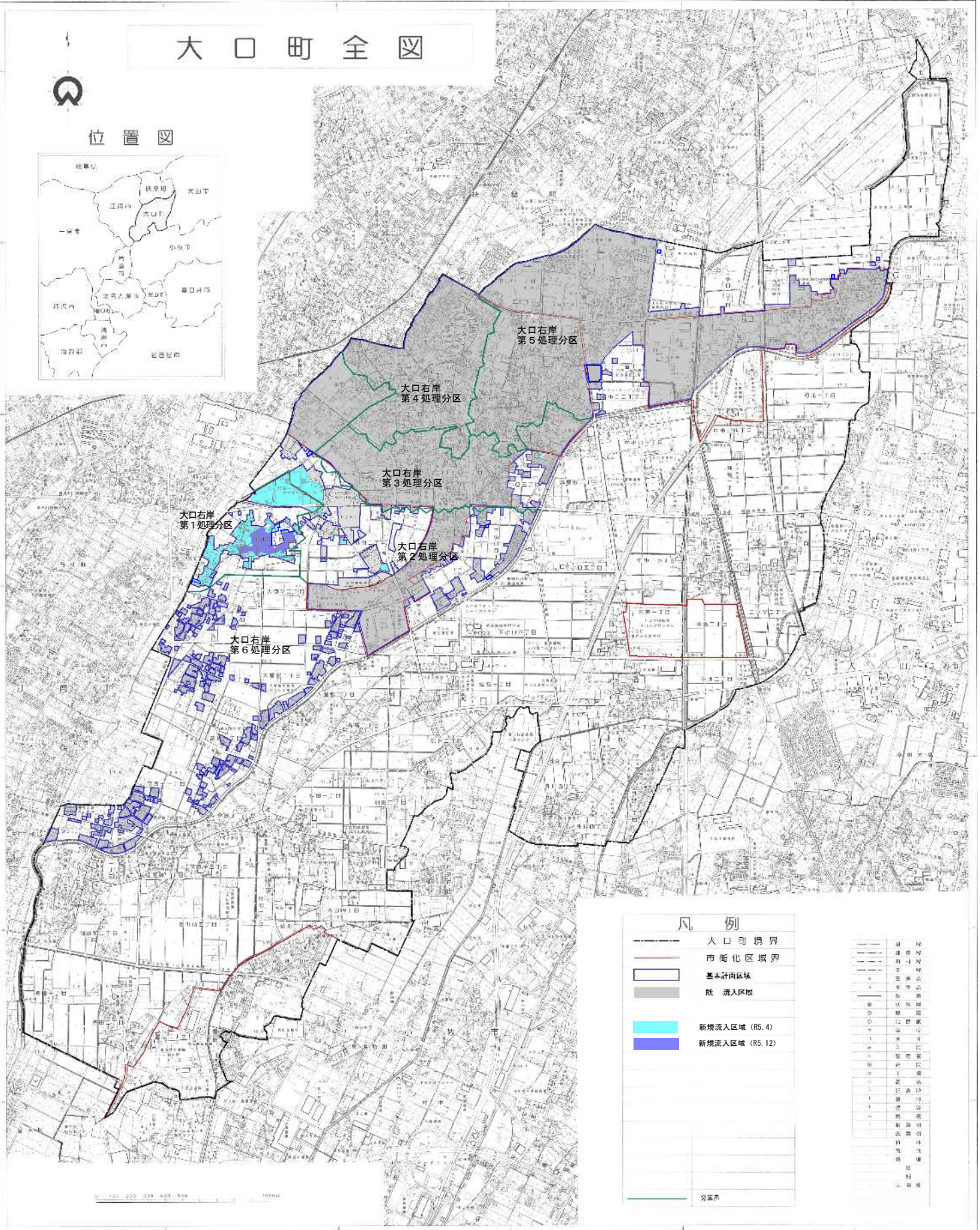
分流式

5 関係図書

別添のとおり

大口町全图

位置图



凡例

	人口町境界
	市街化区域界
	基本計画区域
	既 流入区域
	新規流入区域 (R5, 4)
	新規流入区域 (R5, 12)
	分区界

	道路
	鉄道
	水路
	川
	川
	池
	湖
	山
	丘
	森林
	田
	園
	公園
	学校
	病院
	庁舎
	公共施設
	住宅
	商業施設
	工業施設
	文化施設
	スポーツ施設
	公共施設
	その他

福島県建設部 国土政策課

比例尺 1:20,000
縮尺 1/20,000
縮尺 1/20,000

1. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

2. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

3. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

4. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

5. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

6. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

7. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

8. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

9. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。

10. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。